平成２４年（フ）第１７２８号
福岡市城南区片江１丁目１番26号
債務者　甲斐　康彦
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７３４号
福岡市早良区百道１丁目８番14号
債務者　舩津　克美
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７５６号
福岡県糟屋郡宇美町貴船２丁目12番１号
債務者　菊井　愛美
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２５号
福岡県久留米市荒木町荒木862番地
債務者　田川　弘子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２３７号
福岡県うきは市吉井町生葉708番地８
債務者　田中　　満
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第５３号
福岡県大牟田市大字岩本986番地４
債務者　堺　　義之
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第５４号
福岡県大牟田市大字岩本986番地４
債務者　堺　　眞理
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第６２号
福岡県大牟田市宮原町１丁目74番地
債務者　久原　康利
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第７５号
福岡県大牟田市末広町212番地
債務者　大石　　学
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第７７号
福岡県大牟田市大字岬2053番地１　黒崎県営住宅12棟43号
債務者　大森真理子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第７８号
福岡県大牟田市大字櫟野2603番地１　浜岸政男方、住民票上の住所福岡県大牟田市一浦町213番地
債務者　岡﨑　峯子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第２８４号
長崎県長崎市竿浦町527番地５、旧住所愛媛県松山市本町６丁目６番地７
債務者　谷本　摩由
1　決定年月日時　平成24年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８７号
長崎県長崎市つつじが丘４丁目１番10号
債務者　池邊　清子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８９号
長崎県長崎市江平１丁目22番17号
債務者　小川　和巳
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３７０号
大分市大字田尻418番地の９
債務者　池部真由美
1　決定年月日時　平成24年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４４０号
仙台市泉区南光台１丁目20番16号
債務者　青木　美樹
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１９２号
茨城県筑西市灰塚34番地
債務者　田所　秀子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第９７１号
京都市中京区西ノ京塚本町６番地９
債務者　ホタル川こと　中川　武夫
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係